令和4年6月3日開 会令和4年6月13日閉 会令和4年6月定例会

川南町議会会議録

川南町議会事務局

令和4年第4回(6月)川南町議会定例会会期表[11日間]

目 次	月日	曜	摘 要
第1日	6月3日	金	開 会 本会議(議案上程·提案理由説明)
第2日	6月4日	土	休 会
第3日	6月5日	日	休 会
第4日	6月6日	月	議案熟読
第5日	6月7日	火	本会議(一般質問:6人)
第6日	6月8日	水	本会議(一般質問:2人)(議案質疑·委員会付託) 常任委員会
第7日	6月9日	木	常任委員会
第8日	6月10日	金	常任委員会
第9日	6月11日	土	休会
第 10 日	6月12日	日	休会
第11日	6月13日	月	本会議(委員長報告·討論·採決)

目 次

	.,j.		
応招	議員・	· 不応招議員	
		第1号 (6月3日)	
本日	の会詞	義に付した事件	
出席	議員・	欠席議員·事務局出席者·説明員	
開	会		
		諸般の報告・会期の決定について・会議録署名議員の指名について	
		議案上程·提案理由説明·議案質疑(報告第9号)	
		議案上程・提案理由説明・議案質疑(報告第10号)	
		議案上程・提案理由説明・議案質疑(報告第11号)	
		議案上程·提案理由説明·議案質疑(議案第12号)	
		議案上程・提案理由説明(議案第41号・第42号)	
		議案上程•提案理由説明(議案第43号)	
散	会		
本日	の会認	第2号(6月7日)	
		- 欠席議員·事務局出席者·説明員	
開	議	2000 May 1 3370 April 1 W0 7130	
12.14	F-2~	一般質問	
		1中津 克司	
		2養原 敏朗	
		2養原 敏朗	
		3竹本 修	
		3竹本 修 4德弘 美津子	
		3竹本 修 4德弘 美津子 5米田 正直	
		3竹本 修 4億弘 美津子 5米田 正直 6内藤 逸子	

第3号 (6月8日)

出席議員	∄• ∶	欠席議員・事務局出席者・説明員	
月 前	義		
		一般質問	
		1川上 昇	
		2河野 禎明	
		議案質疑•委員会付託(議案第41号)	
		議案質疑•委員会付託(議案第43号)	
		議案質疑•委員会付託(議案第44号)	
t 4	会		
		第4号 (6月13日)	
エ日の全	会議	第4号(6月13日)	
出席議員		養に付した事件	
出席議員	員・ ;	後に付した事件 欠席議員・事務局出席者・説明員	
出席議員	員・ ;	後に付した事件 欠席議員・事務局出席者・説明員	
席議員	員・ ;	養に付した事件 欠席議員・事務局出席者・説明員 委員長報告・討論・採決(議案第41号)	
出席議員	員・ ;	歳に付した事件欠席議員・事務局出席者・説明員委員長報告・討論・採決(議案第41号)委員長報告・討論・採決(議案第43号)	
出席議員	員・ ;	 	
席議員	員・ ;	 歳に付した事件 欠席議員・事務局出席者・説明員 委員長報告・討論・採決(議案第41号) 委員長報告・討論・採決(議案第43号) 委員長報告・討論・採決(議案第44号) 議員派遣の件 	

川南町告示第112号

令和4年第4回(6月) 川南町議会定例会を次のとおり招集する。 令和4年5月31日

川南町長 日 髙 昭 彦

- 1 期日 令和4年6月3日
- 2 場所 川南町議会議事堂

○ 応招議員(13名)

1番 河野 禎明 君 2番 谷村 裕二 君 3番 中津克司 君 4番 蓑 原 敏 朗 君 5番 德弘美津子 君 6番 児玉助壽 君 福岡仲次 7番 8番 米田 正直 君 君 9番 内藤逸子 君 川上 君 10番 昇 11番 河野 浩一 君 12番 竹 本 修 君 13番 中村 昭人 君

○ 不応招議員(なし)

令和4年第4回(6月)川南町議会定例会会議録 令和4年6月3日 (金曜日)

本日の会議に付した事件

			令和4年6月3日	午前9時00分開会			
日程第1	諸般の報告について						
日程第2	会期の決定について						
日程第3	会議録署名議員の指名について(中津 克司・蓑原 敏朗)						
日程第4	報告第 9号	専決処分の報告につい	ハて				
日程第5	報告第 10号	一令和3年度川南町一舶	公会計継続費繰越計 算	算書について			
日程第6	報告第 11号	- 令和3年度一般会計網	操越明許費繰越計算	書について			
日程第7	報告第 12号	一令和3年度川南町水道	道事業会計予算繰越記	計算書について			
日程第8	議案第 41号	一川南町債権管理条例	を定めるについて				
日程第9	議案第 42号	一川南町国民健康保険	税条例の一部改正に	ついて			
日程第10	議案第 43号	令和4年度川南町一船	设会計補正予算(第2 -	号)			

出席議員(13名)

1番 河野 禎明 君 2番 谷村 裕二 君 3番 中津 克司君 4番 蓑原 敏 朗 君 5番 德弘 美津子 君 6番 児玉 助壽 君 7番 福岡 仲次 君 8番 米田 正直 君 9番 内藤 逸子君 10番 川 上 昇 君 11番 河野 浩一君 12番 竹 本 修君

13番中村昭人君

事務局出席職員職氏名

事務局長 新倉 好雄 君 書記 大塚 隆美 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長		髙	昭彦	君	副町長	押川	義 光	君
教育長	坂	本	幹夫	君	会計管理者· 会計課長		哲 也	君
総務課長	大	山	幸 男	君	財政課長	谷	講 平	君
まちづくり課長	于	斐	玲	君	産業推進課長		賢 一	君
農地課長	<u>=</u>	好	益夫	君	建設課長	黒木	誠一	君
環境水道課長	= = = = = = = = = = = = = = = = = = =	髙	裕嗣	君	町民健康課長	**************************************	政彦	君
教育課長	Щ	本	博	君	福祉課長	渡 邊	寿 美	君
税務課長	大	塚	祥一	君	代表監査委員	永 友	靖	君

午前9時00分開会

○議長(中村 昭人君) おはようございます。

ただいまから、令和4年第4回川南町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1、諸般の報告を行います。

前回の議会から本日までの主な事柄については、お手元にお配りした別紙のとおりであります。なお、定期監査の結果並びに、例月現金出納検査の結果についての報告は、お手元に配付してあるとおりであります。以上で報告を終わります。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から13日までの11日間にしたいと思います。

これに御異議はございませんか。

[「異議なし」という声あり]

異議なしと認めます。

従って、会期は本日から13日までの11日間に決定しました。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、中津 克司君及び蓑原 敏朗君を指名します。

日程第4、報告第9号専決処分の報告についてを議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提出者の報告を求めます。

- 〇町長(日高 昭彦君) おはようございます。それでは始めます。報告第9号は、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。内容に関しましては、専決処分書にありますとおり、令和4年、4月21日に、町道上町南中須において、職員が公用車を運転中、運転操作の誤りにより、車両荷台幌左上部が店舗のひさし部分に衝突し、損害を及ぼしたものであります。損害賠償金は192,500円で、本町が加入しています損害賠償保険から支払われています。以上で報告を終わります。
- **〇議長(中村 昭人君)** ただいまの報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員(内藤 逸子君) 運転操作の誤りによりと書いてありますが、この方、職員に対する注意とか何とか、補償は保険でしたと思いますが、車の補償と公用車の車の損害ですかね、

そういうのもこの中に含まれるんですか。

- **○産業推進課長(河野 賢二君)** ただいまの御質疑にお答えしたいと思います。公用車の 損害ということでしたが、今回の事故ではですね、トラックの幌の部分が接触したというこ とで、特に公用車の方は損害はございませんでした。以上でございます。
- **○議員(内藤 逸子君)** 車の損害はなかったと言われましたけど、運転してる方に対する 指導というか、そんなのはあるんでしょうか。
- **○産業推進課長(河野 賢二君)** ただいまの御質疑にお答えしたいと思います。本人に対する指導ということなんですが、自動車事故の報告書というのを提出するようになっておりまして、その中にもですね、所属課長の意見ということで、意見を書くようになっております。また本人にもですね、慣れない車の運転であったことは間違いないんですが、公用車の運転をする際にはですね、細心の注意を払うように指導はしたところでございます。以上でございます。
- ○議員(川上 昇君) 報告を見ましたら、先ほどもありましたけども、当方の運転操作の誤りということで、100%こちらが過失があったと、まあ過失でしょうね、あったというふうに書かれているんですが、軽トラの幌が、軽トラじゃない。これ軽トラでしたっけ。普通車。普通車ですか。いずれにしてもですね、その幌が軒先ですかね、店舗のひさしに当たったということですから、どういった運転をされてかというのは気にはなるところですけども、おそらく普通車、大型車じゃなくて普通車でしょうから、せいぜい高くても2メートル50まではないと思うんですね。そうするとその店舗のひさしが2メートル50の高さまで出てきているということになるわけですが、よほど左側を通ったのか普通考えられない場所を通ったということか、角になるのか。そのひさしの方には問題なかったんですか。その辺の検討はされたんですか。
- **○産業推進課長(河野 賢二君)** ただいまの御質疑にお答えしたいと思います。今回の事故はですね、まずあのトラックについては、元々ゴミを運搬する車で、幌の高さが結構な高さがございます。本人はですね、路肩に車を駐車しようとして、ひさしの方にあったというのが事故の原因でございます。以上でございます。
- ○議員(川上 昇君) 確認します。いずれにしても道路運送車両法ですかね、それで決まってる車の高さであったんだろうと思います。ただ先ほども言いましたけども、その道路沿いにある店舗のひさしがですね、決められてる高さ以上なきゃいかんのか、出すぎなのか、また交差点で例えば左折するとか右折するとか、曲がるときには当たる可能性はあるかと思うんですが、その辺の検証はどうだったんでしょう、されたのか、先ほどお聞きしましたけども、どうだったんでしょうか。
- **〇議長(中村 昭人君)** しばらく休憩します。

午前9時09分休憩

.....

午前9時09分再開

- **〇議員(川上 昇君)** 会議を再開します。
- **○産業推進課長(河野 賢二君)** 今回の事故はですね。検証をされているかということなんですが、本人のですね、今回の幌付きのトラックということで空間的な認識が甘かったのかなと思っております。その後の検証ということなんですが、個人が設置する幌、ひさしの部分でしたので、高さにはいろいろあると思いますし、検証ということは特にしておりません。以上でございます。
- ○議員(川上 昇君) 損害賠償金は192,500円。これはもちろん町が掛けられてる保険からということなんでしょうが、当然現場検証されてないという話なんですが、写真も撮って添付しないとこういったお金は出てこないと思うんですが、それより何より、先ほども言いましたけど、最近ではあまり見なくなったんですが、よく昔の雑貨屋さんあたりでチェーンを動かして、店頭を前に出したり引っ込めたりする、そういったのがありましたよね、今もゼロじゃないと思うんですよ。どっか場所はよくわかりませんけどこの辺なのかな。そういったことで、ひょっとしたらそのひさしの方にも問題があったんじゃないかと、そこを確認されたんですかということを私は聞きたかったんですよね。全てが全てその車が悪いと書いてあるんですけど、果たしてそうだったのかなとそこをちょっと聞きたかったんですけど、いかがですか。
- **○財政課長(谷 講平君)** 川上議員の御質疑にお答ええいたします。保険としましてはですね、全国町村会総合賠償補償保険の方に町として加入しておりますが、ここで査定いたしましてですね、町の方が10対0ということでですね、向こうの商店街の方には、被災者の方には何も落ち度はなかったのかなというふうには検証しております。以上です。
- ○議員(中村 昭人君) 他に質疑はございませんか。
- ○議員(徳弘 美津子君) ちょっともう1回車の確認ですけど、幌付きの車、ゴミとかを 集配する車っていう感覚でいいですかね。
- **〇議員(中村 昭人君)** しばらく休憩します。

午前9時13分休憩

.....

午前9時15分再開

- ○議員(中村 昭人君) 会議を再開します。
- **〇教育課長(山本 博君)** 徳弘議員の御質問にお答えいたします。車の件なんですが、 教育課所管のですね、車であります。技術員がですね、作業したときに使用する幌付きの車 を持っておりまして、それを今回産業推進課の方が借用したということになります。以上で

す。

- ○議員(徳弘 美津子君) 結局、多分幌付きの車だと思うので、例えばどういう作業の中で、例えば、軒先って言ったら、ある程度の商店街なのかなとかいろんな自分たちの中で頭をめぐらして、幌付きの車の使い方としては、例えば、川南衛生公社に、あのときに貸し出しをしたりすることがあったりするのかなと思ってですね。だから結局職員って書いてあるのがちゃんと職員さんが運転したことなのかなってのがちょっと確認したかったので、どういう状況の、例えば担当課が今、産業推進課で、どういう作業をしていた段階でそうなったのかなと、使っている人が、例えばその環境課じゃないので、産業推進課なのでその使い方としてちょっとそこの辺りの確認、教えていただきたいんですけど。
- **○産業推進課長(河野 賢二君)** ただいまの御質疑にお答えしたいと思います。まずあの職員はですね、産業推進課の職員でございます、どのような状況でその車を使っていたかということなんですが、4月の24日に開催されましたグルメライドという自転車のイベントがございました。そのときの資材の搬入、運搬を行うためにですね、普通車じゃちょっと詰めない長いものがありましたので、その車を利用させていただいたということでございます。以上でございます。
- ○議長(中村 昭人君) ほかに質疑はございませんか。
- ○議員(児玉 助壽君) 色々こういう問題が起きるたび、町が一方的に過失責任を負って保険対応でしよるかい、一方的に町が過失責任を負っているような状況になっておりますが、この店舗のひさしに衝突してとなっとるけど、当然町には道路占用徴収条例というものがあって規定どおりになっとったら、規定からはみ出して公用車が衝突してちゅうなっと、当然相手側の責任にもなるわけだし、運転しよった過失者の責任を問われるようになるわけですが。そこ辺の過失責任が保険対応だから業務上の属することだからちゅうこって町が一方的に保険で対応していることが多いわけですが、こういうなんでいいんでしょうか。いっちゃろかいと最近思うちゃけんどんよ。それぞれ原因があって、原因者にそれ相応の何ですか、損害賠償金支払い義務が起きてくるちゅう思うわけですけど、そこ辺のところがわからんとやけんど、はっきり、そこ辺のとこをちゃんと調査し、適正に損害賠償金の精算をしているのかは疑問に思うところでありますが、そこ辺は大丈夫ですか。
- **○財政課長(谷 講平君)** 児玉議員の御質疑にお答えいたします。先ほども申しました とおり全国町村会のですね、損害賠償保険に加入しております。今回はですね、詳細な書類 等申請しましてですね、写真等を送りまして、査定をいただいております。その結果という ことで、損害賠償ということになった次第です。以上です。
- **〇議員(児玉 助壽君)** やっぱ責任の範囲においてですね、関係者にそれ相応の賠償責任 を課していくちゅうような制度にせんなですね、次から次からこういう問題が起きると思う わけですがよ、もう、注意力が落ち散漫になってですね、町が保険対応で支払うかいちゅう、

その責任感が希薄になると思うわけですが。やっぱそういうふうにならんようにですね、過 失の、そこら辺を精査し、それ相当の賠償責任を負わせて行くべきだと思いますが、どう思 いますか町長。

○町長(日高 昭彦君) 確かにですね、御指摘のとおりだと思います。我々の業務というのは、例えばこういう事故であった場合、一つは金額的な面を検討しますし、もう一つはですね、しっかりとしたその本人の道義的な部分、ルール的な部分は言われるように、しっかり検証して、原因を確認し、そしてお互いにですね、納得した上でそれは進めていくべきだと思います。今後とも気をつけていきたいと思います。

○議長(中村 昭人君) 他に質疑はございませんか。

○議員(養原 敏朗君) 今回の専決処分の件について、お尋ねいたします。まず今、事故後のことが議論されておりますけど、ちょっとお聞きしてますと、同僚議員の質問に対して、お答えが若干ずれてるような気もします、場合があったかように感じますので、ぜひ質問と、返答、回答はかみ合うようにお願いしたいと思います。それと私は、この事故以前のことをちょっとお尋ねしたいんですけど、職員が、公用車を利用する場合、借用から利用にあたっての手続きがあるかと思います。そして次への引き継ぎですか。自分が利用した後、仮にガソリンがもう空であれば、入ってませんよとか、入れておくとかですね、と、今回のような事故が起こった場合は、その人と被害者の問題でなくて、職員全体で、町長もちょっとおっしゃったんだろうと思うんですけど、あの共有する必要があると思うんですよね。一個人の問題じゃなくてですね。この役場という組織として起こしたことだよという、そういう認識の必要があると思うんですけど、それらを含めてですね、利用に当たっての職員への周知徹底、事故の後処理等も含めてですね、研修はされているんでしょうか。どんなふうにやられているんでしょうか。

○財政課長(谷 講平君) 蓑原議員の御質疑にお答えいたします。職員等がですね、事故等を起こした場合につきましては、一応あの報告書が上がってまいります。それにつきまして私が安全運転管理者ということで、引き受けておりますが、職員にはですね、こういうことがないようにというですね、周知をもちろんしております。運転する前にですね、車のチェック、傷がないかとか、そういうことも調べて乗車するようにはしております。以上です。

○議員(養原 敏朗君) 部分的にはそうなんでしょうけど、職員全体への対応はどうなってるんだろうかなというふうに気になったもんですから、昨今ですね、そういうことはないと思うんですけど、飲酒運転なんかにはかなり厳しい、社会、世間の目があります。ということを、もちろんされてないと思いますけど、ただ油断すると、前夜の深酒がですね、残ってる場合もなきにしもあらずと、そんなことも含めて、職員の常識に任せてらっしゃるのではないだろうかという心配をしたもんですから、頻繁にやる必要はないんですけど、職員が

絶えず何て言うんですかね。危機感っていうんですか、運転注意を払うような仕組みが、研 修やらはどうされているのかなというのが気になったもんですから、お尋ねします。

- ○財政課長(谷 講平君) 蓑原議員の御質疑にお答えします。道路交通法がですね、 4月から改正になりまして、乗車する前ですねアルコールのチェックをしなさいということ になりました。職員にもですね、もちろん周知をいたしまして、乗車する前、搭乗後はです ね、必ず目視、4月から目視なんですが、目視でですね上司が顔を見て、アルコールはない かという目視の確認をしております。大丈夫でしたらもう乗車していいですよという、決裁 をいたします。また9月からはですね、これはもう、検査機器によるアルコールチェックを しなさいということになりましたので、機器を購入してですね、アルコールチェックをする ということにしております。これによりまして職員のですね、交通安全の意識の徹底をです ね、十分図りたいと思っております。行政経営会議の中でもですね、常にですね、交通安全 について周知徹底ですね、を行っております。以上です。
- ○議員(養原 敏郎君) アルコールがクローズアップされましたけど、アルコールだけじゃなくてですね、運転するに関連する全般にわたって、職員への周知徹底をお願いしたいと思います。先ほど、事故があったときの処理とかについても指導してくださいよということをちょっと言いましたけど、例えばですよ、今回のような不注意なんでしょうけど、そういう場合は、例えば始末書を書かせるとかですね、そういった指導も必要じゃないかと思うんですよね。それが他の職員への危機感を高める、そういったことにもなると思うんですけど、よろしくお願いしたいと思います。ちなみに、今回の方は、始末書とかは提出されているんでしょうか。
- **○産業推進課長(河野 賢二君)** 始末書の提出をということだったんですが、今回は事故報告のみで始末書の提出はしておりません。以上でございます。
- ○議長(中村 昭人君) 他に質疑はございませんか。
- ○議員(谷村 裕二君) ちょっと蓑原議員の質問と重なりますが、要するに周知徹底ということを今、蓑原議員が言われましたけど私もそう思いますね。何人か質問して話聞いてますけど、やっぱりその、ことの重要性の認識が低いと、私はそう感じてます。それで、経験もないということでおそらく幌車に初めて乗ったんじゃないかなというふうな感じを受けますが、普通免許外で特殊な免許が要るものは、もちろんその免許を持った者でないと乗れませんけども、こういう普通免許で乗れて、特殊な車両例えば幅が広いとか、背が高いとかそういう車両はこれ以外にも町が保有しているものは何台かあるんですかね。
- **〇議長(中村 昭人君)** しばらく休憩します。

午前9時31分位	木憩
午前9時31分頁	 事開

- ○議長(中村 昭人君) 会議を再開します。
- **〇建設課長(黒木 誠一君)** 背丈の高い車ということですけども、建設課の方で4トンロングを所有しております。以上でございます。申し訳ありません。建設課の方で4トンロングを所有しております。以上でございます。
- **○議員(谷村 裕二君)** ということはその4トン車と通常より背の高いこの幌車と2台ということですかね。
- **○財政課長(谷 講平君)** 谷村議員の御質疑にお答えいたします。一般職員がですね、 運転する車というのは普通の一般乗用車と特殊車両が先ほど建設課長が申しましたとおり、 4トンロングと教育課の幌付きの2トントラックということになります。以上です。
- ○議員(谷村 裕二君) 通常の乗用車以外は2台ということで数は少ないということで、わかりました。この幌車は背が高いと、もちろん運転席よりか背が高いわけでしょうけど、幌車についてはですね、この事故のことだけではなくて、もう即翌日にはシールを作って運転席に貼るとか、やっぱりリスク管理が必要だと思うんでね、実働的な。何かあればすぐもう誰が見てもわかるように、もうおそらく幌車はまだシールとか貼ってないと思う。これは車の車高なんぼあるよというのを、座ったらわかるように、ここは注意してねと。4トン車は4トン車の注意事項を張る。誰が乗っても職員普通免許で乗れるものは、貼ると。もちろんその免許が必要なものの無免許運転というのは、もうこれは論外の話ですけども、やっぱそういう具体的なですね、リスク管理をやっていくのが一番重要じゃないかなと思います。今後もですね気をつけていただきたいと思います。以上です。
- **○議長(中村 昭人君)** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

日程第5、報告第10号令和3年度川南町一般会計継続費繰越計算書についてを議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提出の報告を求めます。

- **〇町長(日高 昭彦君)** 報告第10号は、令和3年度川南町一般会計予算において、継続費を計上しました。総合福祉センター建設費につきまして、翌年度への繰越額が令和3年度川南町一般会計継続費繰越計算書のとおり確定しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものでございます。
- **〇議長(中村 昭人君)** ただいまの報告に対する質疑を行います。 質疑はありませんか。
- **〇議員(児玉 助壽君)** 繰越金が232,627,646円になっとるわけですが、ということはま

だこれだけの事業が残っとるちゅうことになるわけですが、200,000千円事業費が残っとるちゅうことになると、供用が10月とか言よったが、それまで間に合うとやろかいと思ったけんど、もういろいろな機器を中に入れるばっかりじゃかい間に合うということになっとですか。

○建設課長(黒木 誠一君) 児玉議員の御質問にお答えいたします。現場の方は、出来高が今95%以上上がっておりまして、この230,000千円の内訳は、福祉センターの機械設備工事、電気設備工事、外構工事の3つでございます。電気機械設備工事は、中の給排水設備工事で、電気工事は、照明等の工事でございますが、令和4年の5月24日に工事が完了し、外構工事を残すのみでございます。以上でございます。

○議長(中村 昭人君) 他に質疑はございませんか。

[「なし」と言う声あり]

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

日程第6、報告第11号令和3年度川南町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題と します。

朗読は省略します。

本件について提出者の報告を求めます。

- 〇町長(日高 昭彦君) それでは報告いたします。報告第11号は、令和3年度川南町一般会計予算において、繰越明許費を計上しました。新中学校建設用地等補償調査業務委託、住基システム改修委託事業、子育て世帯等臨時特別支援事業住民税非課税世帯等、子育て世帯への臨時特別給付事業、子育て世帯への拡大臨時特別給付事業町単独、農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業、産地生産基盤パワーアップ事業、社会資本総合整備事業、下野田勝司ヶ別府線につきまして、翌年度への繰越額が令和3年度川南町一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。
- ○議長(中村 昭人君) しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前9時40分休憩

午前9時50分再開

○議長(中村 昭人君) 休憩前に引き続き会議を続行します。

ただいまの報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員(児玉 助壽君) 令和3年度川南町一般会計繰越明許費繰越計算書でありますが、 毎度、繰越明許費んことをいろいろと物語ってるかと思っておられると思いますが、議会は 議決そして予算執行の監視が主な業務でありますので、あえて苦言を呈したいと思います。 これを見るとですね、当然会計年度独立の原則で、会計年度とは収入支出に区切りをつける 期間で、国、地方公共団体とも毎年4月1日から翌年3月31日までと定めている。法208条 の1で定めてあるわけですが、これ読みますと、国県支出金の財源を繰り越す事になっとる わけですが、一番左の金額は概算計上されたときの、予算計上されたときの予算額で予算は 概算要求で計上するわけですが、この中にもこの国県の出資金が入っとるわけですが。町が この国県の出資金も財源も、これでは繰越しにしとるわけですけど、国県も会計年度独立の 原則で、翌年3月31日までと定めとるわけですが、この財源が、国、県がですね、財源を繰 越し、国県も町に交付する財源を繰越しているかいないかも、国県も財源を繰越しとるとい うふうに、理解すればいいわけですか。それは国県が法律を破ったってことですね、町も全 部。特に2款総務費ですが、新中学校建設費用地等補償調査業務委託、これたぶん12月の議 会で議決したもんだと思いますが、残り3か月ちゅう短い期間に予算計上するほど緊急性が あったかと思うわけです。ねえから繰越した訳だと思うわけですが、もう仕事せにゃんから 適当に予算計上しとっかちゅうようなやり方で計上されたかもしれんけんどですね。自分が このとき賛成討論したわけですが、もしこれに対して12月14日中学校統合整備基本計画を2 分の1以上で可決したことで、事業計画書と土地鑑定費がとおりました。正攻法では話が進 まない事案を抜け道となる条例を作ってまで無理やり押し通すことは果たして民主主義と言 えるでしょうか。このまま2分の1以上の可決の事業計画を進め、あと戻りできない段階に なってから廃止の3分の2を議会に提案すると説明しました。こんなやり方なら議員の判断 は必要ありませんと。こういう議会の存在意義をですね否定するこういう怪文書が巷に出回 っております。やはりその、法律がある以上はですね、議案を提案したら、効力が生じたら、 年度内に執行してしまうと、執行して、次の段階に移るというような、手順手続きを踏まん とですね、この怪文書にある議員の判断は必要ねえとやねえかちゅうような、議会の存在意 義を否定するような、何になっております。賛成討論した私としてはですね、非常に後悔し とるわけですから、やはり、予算が議決され効力が生じたらですね、速やかに年度内に事業 執行してですね、こういう批判を議会が受けるようなことにならないようにですね。事業を 進めて執行してもらいたい、そうじゃないとですね、令和8年度完成予定とする新中学校建 設事業もですね、頓挫することになりますよ町長。ずっといつもこの繰越明許費については 苦言を呈しておりますが、予算を執行してなんぼでありますから、予算は、そんなとこ予算 執行ができんで、繰越明許しよったら、議会の存在意義を問われることになるわけですけど、 議会また執行部も、執行責任を問われることになるので、やはり予算の原則、会計年度独立 の原則を守ってですね、速やかに年度内に予算を執行するよう肝に銘じて、今後とも町政を 運営してもらいたいと思っていますが、町長、覚悟のほどを伺います。

○町長(日高 昭彦君) 大変熱い思いを叱咤激励ありがとうございました。何度もですね、

御指摘受けているように、予算の原則、会計年度独立の原則というのは大前提であります。 我々もですね、しっかりそのために全ての業務を取り組んでいるところでございますが、担 当が説明してますとおり、国の繰越しということで、ルールの中での繰越しということには させてもらってますが、大事なことはですね、やっぱり町政運営に支障をきたさないように すること、そして議員が言われたように、議会の存在意義の失墜それから町政の信用を失く す。そういうことにならないように最大限、今後もですね、努力していきたいと思います。

- ○議長(中村 昭人君) 他に質疑はありませんか。
- **〇議員(内藤 逸子君)** すいません。報告はですね、この項目だけが書いてあって、なんでこうなったのかっていうのは説明がありませんけど、私は本当、もう長年だから解れよと言われたらそれまでかもしれませんが、なんでこうなったのっていう説明はもう全く聞けないんでしょうか。
- **講平君)** 内藤議員の御質疑にお答えいたします。まずですね、今回 〇財政課長(谷 8件の繰越明許の計算が出ておりますが、様々な理由によりましてですね、繰越しとさせて いただいております。まず順番に上から申していきますとですね、新中学校建設用地等の補 償調査業務につきましては、令和4年1月からですね、新型コロナウイルス感染拡大の影響 によりまして、調査対象者に対する現地での調査がですね、スケジュールどおり進まなかっ たという理由でですね、繰越明許とさせていただいております。続きまして戸籍住基システ ムの改修委託業務につきましてはですね、マイナンバーカード所有者の転出転入手続きのワ ンストップ化を実現するための改修費用ですが、令和3年12月6日に召集された臨時国会に 提出され、同月20日にですね成立した補正予算に計上されたもので、年度内に完了が見込め ないために繰越しをいたしております。次に子育て世帯等の臨時特別支援事業住民税非課税 世帯等ですが、これにつきましては、給付金申請書提出期限がですね、令和4年9月30日と なっておりまして、令和3年度のですね、国庫補助事業であるため、繰越しということにさ せていただいております。次の子育て世帯への臨時特別給付金給付事業ですが、これも給付 金の対象者が令和4年3月31日までに生まれた子となっており、出生の届け出が年度をまた いでしまうために繰越しということにさせていただいております。次ですが子育て世帯への 拡大臨時特別給付金事業町単独でありますが、これも給付金の対象者が令和4年の3月31日 までに生まれた子となっておりまして、出生の届け出が年度をまたいでしまうという理由か ら繰越しをしております。次に、農業委員会による情報収集と、業務効率化支援事業ですが 農林水産省が令和4年度当初予算で概算要求をしていたものを令和3年度補正予算において、 前倒しで予算措置されたもので、町も令和3年3月補正で予算を計上しまして、事業は令和 4年度に実施するということで繰越しということにさせていただいております。続きまして 産地生産基盤パワーアップ事業ですが、当初3月末ですね、納入を予定しておりましたが、 コロナの関係で資材調達ですね、に時間を要するということで、工期を延長ということで、

繰越しということになっております。最後の社会資本総合整備事業ですが、これも資材の高騰ですね、によりまして、部品が入らないということになりまして、繰越せざるを得ないという状況でございます。以上です。

○議員(内藤 逸子君) 今、説明いただいてわかりましたけど、補足説明があってしかるべきではなかったでしょうかね。皆さん、頭がいいからわかるって思われてますけど、頭が悪いとか良いとかの問題じゃなくて、やっぱりあの丁寧な説明というのは、いただきたいので今後は補足説明をいただきたいと思います。

○財政課長(谷 講平君) これまでにですね、予算の中で説明は各事業ですね、させていただいております。今回事業が確定しましてですね、繰越額が確定しましたので、計算書という形でですね、議会に報告させていただいております。以上です。

○議員(養原 敏朗君) 報告第1号について質問させていただきます。先ほど同僚議員質問いたしましたように、地方自治体の会計は、会計年度独立の原則、単年度会計が大原則です。繰越しというのは例外ですね。ただ、今回のコロナ関連等に関しては、国がもうあらかじめ終わらないのがわかっとって、15か月予算とか訳のわからないこと言ってるから、これはやむを得んっていうのは渋々でも了解しますけど、町単独事業ですよね。については、会計年度独立の考え方から言えば、残念ながらできませんだったと、落として、必要であれば、令和4年度に新たに提案するのが、私は筋でないかと思うんですよね。この辺、町長、いかがなんでしょうか。

〇町長(日高 昭彦君) 予算に関してはですね、本当にもう言われるとおりだと思います。 単年度で、それが大原則であり、繰越しは例外ですよとそのとおりであります。町単独なぜ できなかったというか、できないことではないんでしょうが、それに付随する事業をですね、 3月31日まで出生した方、届け出が繰越しされますので、それと一緒の扱いということで、 担当が判断して承認したところでございます。

○議員(養原 敏朗君) 本当大原則です。会計年度独立というのはですね、そして、もしわかっておれば継続事業、福祉センターは、最近ではその例がありますけど、最初から継続するのが筋でしょうし、最初からですね、ただ補助事業については私も理解します。最初から15か月予算とかですね、変な予算、国が執行してますから、翌年度にまたがるというのは、もう提案のときに説明を付則してされれば継続でなくても仕方がない面は認めますけど、少なくとも、町単独にしてはですね、やっぱりけじめはつけていくべきだと。終わらんかったら、次年度に、繰り越せばいいんだよ、ある意味、モラルハザードをどうも招きかねないと。いうような心配を懸念しますので、町長、今後ともこの大原則は守るように職員への御指示をお願いしておきたいと思います。

〇町長(日高 昭彦君) はい、御指摘のとおりであります。皆さんにですね、やっぱしっかりと信用されるような、わかりやすい行政をですね、心がけていきたいと思います。

○議長(中村 昭人君) 他に質疑はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

日程第7、報告第12号令和3年度川南町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提出者の報告を求めます。

- **〇町長(日高 昭彦君)** それでは報告いたします。報告第12号は、令和3年度川南町水道 事業会計予算の資本的支出予算中、第1項建設改良費につきまして、令和3年度川南町水道 事業会計予算繰越計算書のとおり、1件の工事について、地方公営企業法第26条第1項の規 定に基づき、令和4年度に繰越して使用することといたしましたので、同条第3項の規定に より報告するものでございます。
- **〇議長(中村 昭人君)** ただいまの報告に対する質疑を行います。 質疑はありませんか。
- 〇議員(児玉 助壽君) この令和3年度川南町の水道事業会計予算繰越計算書であります が、説明によると、新型コロナウイルス蔓延に伴う部品の供給が追いつかず、工期までに、 自家発電機納入は困難であるためちありますが。こんなんでもうですね、コロナで、災害か 何か起きて、発電機、自家発電の需要が出た場合は、必要になる機械でありますから、コロ ナウイルスは今始まったことじゃねえわけですから、また今後も今オミクロン株が収束に向 かっておりますけど、もう日本由来のですね、新たなこのオミクロン株に変わる変異株が発 生することも予測されるわけですから、そういうのは予測の範疇として、一番町住民に、生 命に関わる施設でありますから、そういうことを考えてやっぱ、災害が起きることをですね、 まだ予測して、繰越ししないように執行して行ってもらいたいと思うわけですが、そしてこ の財源でですね、この翌年度繰越が32,000千円で、財源の内訳で損益勘定留保資金となって おりますが、これはあの、ここが我々一般町民には理解不能な損益勘定留保資金というやつ でありますが、公営企業法で許されてるからこういう何がでくっとかもしれんけど、いわゆ るこれ償却資産でありますから、もう今度設置するこの発電機を、設置したら損益勘定留保 資金というふうになるわけですが。災害か何かで損傷したら負の資金になるわけですから、 あって負の資金となるものをですね、財源にしていいもんかち思うわけですけど、こういう ことをしよったら災害が発生した場合は、水道事業は、行き詰まると思いますが、やっぱ、 財源はちゃんと考えないかんとじゃないですか、やっぱ町の一般財源か何かを当てるように せんな。災害が起きた場合のこの留保資金とみなす施設がですね、損傷した場合は、水道事 業そのものが行き詰まると思いますが、そこ辺のことを考えたこれは財源運用になっとると

でしょうか。

○環境水道課長(日高 裕嗣君) 児玉議員の御質疑にお答えいたします。現在ですね、第 2 水源地の自家発電設備ですが、現在故障中でございまして、停電になった場合ですが、当 然稼働しなくなるわけですが、災害時ですね、上下水道施設等応急対策業務に関する協定を 川南町管工事事業協同組合、また町内に本支店を有する業者と締結しておりまして、非常用 発電機をですね、一応をお借り受けして対応することにはしておりますが、万全を期すため にですね、新たな発電機を導入してですね、これまで故障前にあった発電機が手動式でした ものですから、停電が発生した場合、職員が出向いて稼働させる必要がございましたが、今 度更新を予定しているものはですね、自動的に発電機が稼働するものとなっておりまして、今後南海トラフ等もですね、想定されておりますので一刻も早い更新をと考えておるところ でございます。それと財源についてお話を受けておりました。私も過去の例を見るとですね、損害勘定留保資金の方で対応させていただいてるようなんですけれども、すいません私もで すね、まだちょっと日が浅くてですね、あの、会計、ちょっとわからないところもございますので、また戻って確認して御報告させていただければと思います。以上です。

○議長(中村 昭人君) 他に質疑はございませんか。

[「なし」と言う声あり]

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

日程第8、議案第41号川南町債権管理条例を定めるについて、日程第9、議案第42号川南町国民健康保険税条例の一部改正について、以上2議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本2議案について、提案理由の説明を求めます。

〇町長(日高 昭彦君) それでは、議案第41号及び議案第42号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。議案第41号は、公平かつ公正な町民負担の確保および町の財産の保全を図るため、町の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めるものです。議案第42号の改正は、国民健康保険税の医療分の所得割額を、100分の6.7、均等割額を34千円に、後期高齢者支援分の所得割額を100分の2.37、均等割額を12,100円に、介護分の所得割額を100分の2.15、均等割額を16,100円にそれぞれ引き上げるものです。平成30年度以降の国民健康保険事業特別会計は、国民健康保険運営基金と繰越金を除いた、単年度収支差額が赤字に転じており、令和3年度においては約58,000千円の赤字となる見込みであります。令和3年度末に国民健康保険運営基金の見込み額は約340,000千円ですが、このペースで推移すると、5、6年で同基金が枯渇し、国民健康保険事業の安定的運営が困難になることから、引き上げを行うものです。なお、引き上げについては、現行税率で課税した場合と比べて3.4%増となる見込みです。以上2議案、補足説明、説明のある議案につきましては、担当

課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいた します。

- ○議長(中村 昭人君) 補足説明があれば、これを許します。
- **〇総務課長(大山 幸男君)** 議案第41号につきまして、その補足説明を申し上げます。新たに定める川南町債権管理条例においては、町長の責務として、第4条で、法令等の定めの定めるところにより、町の債権を適正に管理することを宣言しております。また、第5条から第9条までにおいては、債権の管理に関する事務の処理として、債権管理後の整備、法令等に基づいた督促、滞納処分、強制執行等、延滞金等や、遅延損害金の計算の方法と、債権の放棄について規定をしております。以上で補足説明を終わります。
- ○議長(中村 昭人君) 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。 日程第10 議案第43号令和4年度川南町一般会計補正予算第2号を議題とします。 朗読は省略します。

本議案について、提案理由の説明を求めます。

〇町長(日高 昭彦君) それでは、議案第43号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。議案第43号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ135,740千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、9,733,204千円とするものでございます。それでは、第1表の歳入から御説明いたします。国庫支出金は、90,044千円の増額で、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金及び子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金が主なものであります。県支出金は11,296千円の増額で、農業経営体育成支援事業が主なものであります。

繰入金は、12,516千円の増額で財政調整基金繰入金であります。諸収入は、3,784千円の増額で、コミュニティセンター助成事業が主なものであります。町債は、18,100千円の増額で、公共施設等適正管理推進事業債長寿命化の総務債と教育債であります。

次に歳出につきまして御説明いたします。総務費は8,899千円の増額で、通山地区コミュニティセンター改修工事及びコミュニティセンター助成事業助成金が主なものであります。 民生費は84,445千円の増額で、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金及び子育て世帯への生活支援特別給付金が主なものであります。衛生費は672千円の増額で、保健センター原状回復工事等であります。農林水産業費は12,008千円の増額で、農業経営体育成支援事業補助金及び川南原土地改良区強化支援費補助金が主なものであります。教育費は29,716千円の増額で、新型コロナウイルス感染症対策事業及びICT支援員業務委託料並びに文化ホール図書館の建物屋根防水改修工事であります。第2表の地方債補正は、公共施設等適正管理推進事業長寿命化、総務債の限度額を27,300千円に、教育債の限度額を113,500千円にそれぞれ変更するものであります以上補足説明のあるものにつきましては、担当課長に補足説明させますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

- ○議長(中村 昭人君) 補足説明があれば、これを許します。
- 〇教育課長(山本 博君) 議案第43号の教育課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。16から19ページをお願いします。10款2項小学校費、1目の学校管理費4,955千円と、10款3項中学校費、1目の学校管理費1,802千円は、国の事業を活用し、学校教育活動継続支援事業として、小中学校における新型コロナウイルス感染症対策強化のため、消耗品、自動車借り上げ、感染症対策備品購入として、小中学校7校分の予算を計上しています。10款2項2目教育振興費5,036千円と10款3項2目教育振興費2,015千円は、国の事業を活用し、令和3年度で配備が完了となりました、タブレット端末の活用について、ICT支援員のサポートを受けながら、教職員のICTスキルの向上、および事業で効果的なタブレット端末の活用についてサポートを行うための委託料として予算を計上しています。10款4項2目文化施設費の文化ホール図書館複合施設管理事業15,908千円のうち主なものは、建物防水改修工事5,200千円。建物の屋根改修工事10,400千円で資材高騰により追加計上するものです。以上で教育課関連の補足説明を終わります。
- ○議長(中村 昭人君) 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。 以上で本日の日程は全部終了しました。 本日はこれで散会します。

午前10時30分散会 ______